

# H. J. ラスキの多元的国家論 —「主権三部作」を中心に—(1)

今市 隆一

第一工業大学 講師

## Pluralistic Theory of the State of Harold J. Laski —Study of His Earlier View on Sovereignty—

Ryuichi Imaichi

### Abstract

In this treatise upon political theory, I propose to discuss Laski's views on state and sovereignty from the point of view of the nature of the state and political power. Laski thought that the parts of the state are real and self-sufficient as the whole and that the state is distributive and not collective. The state, therefore, is one of the many associations, such as a cricket club. According to his early writings, he denies that it is inherently entitled to primacy over other groups. Therefore, the sovereignty of the state is not different from the power of a church or a trade union.

**Key words :** state sovereignty political pluralism pluralistic theory of the state

- I. 略語・はじめに
- II. 多元主義の哲学的基礎
- III. 国家と社会との区別 (本稿(1)は以上ここまで)
- IV. 主権の可分性 = 多元性 (次稿(2)は以下最後まで)
- V. 国家の目的
- VI. おわりに

訳【角川文庫】(角川書店)

- G P ○ A Grammar of Politics (1925)  
【全訳】『政治学大綱』横越英一ほか訳, 上・下巻 (法政大学出版局)
- H L L ○ Homes-Laski Letters, 1916-1935. (1953)  
【抄訳】『ホームズ - ラスキ往復書簡集』  
鶴飼信成訳 (岩波書店)

※次の「英文略語」は本稿の「註」で用いたもの。

- P T E ○ Political Thought in England: from  
Locke to Bentham (1916)  
【全訳】『イギリス政治思想Ⅱ』堀豊彦ほか  
訳 (岩波書店)
- S P S ○ Studies in the Problem of Sovereignty  
(1917)
- A M S ○ Authority in the Modern State (1918)
- F S ○ The Foundations of Sovereignty and  
Other Essays (1921)  
【部分訳】『主権の基礎』渡辺保男訳, 世  
界の名著 60 (中央公論社)
- K M ○ Karl Marx (1922)  
【全訳】『カール・マルクス』服部辨之助

### I. はじめに

ラスキの思想的変遷は, C. ホーキンス, G. カ  
トリン, H. A. ディーン<sup>1</sup>, B. ツイルストラ<sup>2</sup>  
らによって, いくつかの段階に分けて考察されてい  
るが, 本稿ではホーキンスの「多元主義」(1914 ~  
1924年)「修正多元主義」(1925 ~ 1931年)「階級  
国家論」(1932 ~ 1950年)の3段階説に一応基づき,  
初期ラスキの「多元主義」の国家論を考察してい

<sup>1</sup> H. A. Deane, The Political Ideas of Harold J. Laski, Columbia University Press, 1955. 本書の全訳として, H. A. ディーン『ハ  
ロルド・ラスキの政治思想』野村博訳 (法律文化社, 1977年)  
がある。

<sup>2</sup> B. Zylstra, From Pluralism to Collectivism—the Development of  
Harold Laski's Political Thought —, Vangorcum, 1970.

たい。したがって考察の中心の対象となるのは彼の初期の著作である「主権三部作」である。

かつてヘーゲルは、人倫は家族・市民社会を経て、国家の段階へと弁証法的に発展する体系を持つとした。家族は自然の情愛による結びつきを持つが、反面、個々の独立性に欠ける。一方市民社会はといえば、利害の対立や自由競争によって全体のまとまりに欠ける。しかるにヘーゲルは国家を家族(全体性)と市民社会(個別性)が止揚された最高の人倫の形態とみなしたのである。<sup>3</sup>かくしてヘーゲルは『法の哲学』において、「国家が市民社会と取りちがえられ、国家の使命が所有と人格的自由との安全と保護にあるときめられるならば、個々人としての個々人の利益が彼らの合一の究極目的であるということになり、このことからまた、国家の成員であることはなにか随意的なことであるという結論が出てくる。しかし、国家の個人に対する関係はこれとはぜんぜん別のものである。国家は客観的精神なのであるから、個人自身が客観性、真理性、倫理性をもつのは、彼が国家の一員であるときだけである。」<sup>4</sup>と述べ、個々人の最高の義務は国家の成員であることであると主張する。このようなヘーゲル的な国家観は19世紀後半、国家生活の絶対性を説いたT.H.グリーンなどのイギリス理想主義学派に取り入れられ、「国家の特殊性や全包括性に関する古い概念」<sup>5</sup>を展開したB.ボザンケ<sup>6</sup>に至って新ヘーゲル学派が形成

せられ、個人と国家との合体、倫理と政治との同一性を説く国家論がとねえられた<sup>7</sup>が、このようなヘーゲル流の国家論に対する反撃として提起されたのが、本稿で扱う多元的国家論(政治的多元主義)である。

国家は数ある社会集団の一つに過ぎず、諸集団の利害や機能を調整する役目を持つ点で相対的な優越性をもつに過ぎない、とする多元的国家論を主張した思想家として、イギリスの政治学者H.J.ラスキ、E.バーカー<sup>8</sup>、経済学者G.D.H.コール<sup>9</sup>、アメリカの社会学者R.マッキーバー<sup>10</sup>、フランスの法学者L.デュギー<sup>11</sup>をあげることができる。またこの思想の源流としてイギリスの政治学者J.N.フィッギス<sup>12</sup>、団体人格実在説を展開したイギリスの法制史学の巨匠F.W.メートランド、ラスキ的な多元主義国家論の先駆者として再評価されつつある法学者・政治学者J.アルトジウス<sup>13</sup>をいわば「発見」し、さらに自らも団体は国家から離れた固有の自然的法人格を持つという学説を展開したドイツの法学者ギールケ<sup>14</sup>らがあげられる。とはいえ、やはりこの理論を主導したのは、市民の自発的かつ多元的な政治参加が可能であった英米の政治学者らであった。

ラスキは、『政治学大綱』(1925年)の「初版への序文」の中で、『政治学大綱』は「(ウォーラスのいう)「大社会」<sup>15</sup>における国家の位置に関する理論を建設するために、1915年にはじめられた努力を完

<sup>3</sup> G.W.F.ヘーゲル『法の哲学』藤野涉ほか訳、世界の名著35(中央公論社、1967年)384・385ページ。

<sup>4</sup> 同上書480ページ。

<sup>5</sup> R.M.マッキーバー『社会学講義』菊池綾子訳(社会思想研究会出版部、1957年)123ページ。

<sup>6</sup> B.ボザンケのThe Philosophical Theory of the State,1899に対して、L.T.ホップハウスは、The metaphysical Theory of the State,1918(『国家の形而上学的学説』鈴木栄太郎訳(不及社、1924年)を著して批判した。

<sup>7</sup> 『政治学事典』(平凡社、1954年)875ページ。

<sup>8</sup> E.バーカー『政治学原理』堀豊彦ほか訳(勁草書房、1969年)の第1章～第3章を参照。またE.バーカー『現代政治の考察』足立忠夫訳(勁草書房、1968年)の「第5章 集団の噴出」も参照。

<sup>9</sup> G.D.H.コール『社会理論』村上啓夫訳、世界大思想全集45(春秋社、1929年)

<sup>10</sup> R.M.マッキーバー『政府論』秋永肇訳(勁草書房、1954年)。「コミュニティ」中久郎ほか監訳(ミネルヴァ書房、1975年)。また研究書として、町田博『マッキーバーの政治理論と政治的多元主義』(東信堂、2005年)を見よ。マッキーバーの多元主義国家論の「極めて簡単なスケッチ」として、大道安次郎『マッキーバー』(有斐閣、1959年)43～50ページ。

<sup>11</sup> L.デュギー『法と国家』堀真琴訳(岩波書店、1935年)。また研究書として、大塚桂『フランスの社会連帯主義—L.デュギーを中心として—』(成文堂、1995年)を見よ。ラスキのデュギー観として、和田英夫『ラスキのデュギー国家論—une esquisse—』(和田英夫『国家権力と人権』三省堂、1979年)所収、218～236ページを参照。

<sup>12</sup> フィッギスとメートランド・ラスキとの関係については、R.Barker, Political Ideas in Modern Britain.Methuen & Co Ltd.を見よ。

<sup>13</sup> ギールケ『ヨハネス・アルトジウス—自然法的国家論の展開および法体系学説史研究—』笹川紀勝ほか訳(勁草書房、2011年)。アルトジウスの理論的な業績については、F.ウィーアッカー『近世私法史』鈴木録弥訳(創文社、1961年)329～332ページを見よ。

<sup>14</sup> 遠藤泰弘『オットー・フォン・ギールケの政治思想—第二帝政期ドイツ政治思想史研究—』(国際書院、2007年)。本書において著者は、「多元的国家論の政治構想を検討しようとする場合に、フレデリック・ウィリアム・メートランド(Frederic William Maitland)を通じて英国に輸入され、多元的国家論の源流になったギールケの団体思想を看過することは本来許されないはずである。」と述べている。またギールケの「目に見えない法人格としての造営物国家」という概念については、塩野宏『オットー・マイヤー行政法学の構造』(有斐閣、1962年)239ページを参照。

<sup>15</sup> 「大社会」については、田口富久治『社会集団の政治機能』(未来社、1969年)のI「大社会」の形成と政治理論」281～317ページを見よ。

了するもの」であり、『政治学大綱』以前に刊行された著書（『主権の問題の研究』（1917年）、『近代国家における権威』（1919年）、『主権の基礎』（1921年）は、「主として批判的なもの、すなわち政治哲学における幾分技術的な問題を論じようと意図したもの」であつたと述べている。これに対し、『政治学大綱』は「もつと実証的全般的である。というのは、私が研究してみて望ましいと思った諸制度の輪郭を描く試みをしているからだ。」<sup>16</sup>と述べ、「主権三部作」<sup>17</sup>と彼の畢生の大著『政治学大綱』との関係を自ら明らかにしている。G. イーストウッドはその著『ハロルド・ラスキ』<sup>18</sup>の中で、この4冊の（アカデミックな）著書は「ビッグ・フォー」（the big four）と呼ばれていると紹介している。ちなみに「目次」から見たこの「ビッグ・フォー」の構成は、次の通りである。

『主権の問題の研究 (Studies in the Problem of Sovereignty)』（1917年）

第1章「国家の主権」

第2章「主権の分裂」

第3章「オックスフォード運動<sup>19</sup>の政治理論」

第4章「カトリック復興の政治理論」

第5章「ド・メーストル<sup>20</sup>とビスマルク」

追加A「主権と連邦主義」

追加B「主権と中央集権」

『近代国家における権威 (Authority in the Modern State)』（1919年）

第1章「近代国家における権威<sup>21</sup>」

第2章「ボナール<sup>22</sup>」

第3章「ラムネー<sup>23</sup>」

第4章「ロワイエーコラルール<sup>24</sup>」

第5章「フランスにおける行政的サンジカリズム<sup>25</sup>」

『主権の基礎 (The Foundations of Sovereignty and Other Essays)』（1919年）

①「主権の基礎」【邦訳】

②「行政領域の問題」

③「イギリスにおける国家の責任」

④「結社の人格性」

⑤「イギリスにおける初期法人史」

⑥「国民主権論」【邦訳】

⑦「多元的国家論」【邦訳】

⑧「代理責任<sup>26</sup>の基礎」

⑨「ジェームズ1世<sup>27</sup>の政治思想」

『政治学大綱 (A Grammar of Politics)』（1925年）

第1章「社会組織の目的」【邦訳】

第2章「主権」【邦訳】

第3章「権利」【邦訳】

第4章「自由と平等」【邦訳】

第5章「財産」【邦訳】

<sup>16</sup> G. P. 邦訳, xvi ページ。

<sup>17</sup> ラスキの「主権の問題の研究 (Studies in the Problem of Sovereignty)」（1917年）、「近代国家における権威 (Authority in the Modern State)」（1919年）、「主権の基礎 (The Foundations of Sovereignty and Other Essays)」（1921年）の3冊をいう。

<sup>18</sup> G. Eastwood. Harold Laski. Mowbrays. p. 103.

<sup>19</sup> 19世紀中葉にイギリス国教会内に起きた、オックスフォード大学を中心とする、教会改革運動。

<sup>20</sup> ド・メーストルについては、J. P. メイヤール「フランスの政治思想—大革命から第四共和政まで—」（岩波書店、1956年）47～49ページを見よ。また、C. シュミット『政治神学』田中浩ほか訳（未来社、1971年）69～87ページの「反革命の国家哲学について」の箇所を見よ。さらにC. プリントン「近代精神の形成」河原宏ほか訳（早稲田大学出版部、1960年）242～244ページを参照。

<sup>21</sup> 「権威」概念については、秋永肇「現代政治学」（富士書店、1974年）第2部62～78ページ。秋永氏は、「権力は権力者の意志に従って行動を変更せざる影響力を核としてのコミュニケーション対象の意志いかんにかかわらず行動せざる力と、権力者のコミュニケーションに示された意志を服従者が積極的に承認（合意）して自発的にその意志に従って行動せざる力が付加されて合成された複合体であると規定して、権力における後者の契機を権威 (authority, autorität, autorité)」と呼んでいる。秋永、前掲書、第2部62ページ。

<sup>22</sup> ボナールについては、五十嵐訳、前掲書、49～51ページを見よ。また、C. シュミット『政治神学』（未来社、1971年）田中浩ほか訳、69～87ページの「反革命の国家哲学について」を見よ。

<sup>23</sup> ラムネーについては、五十嵐訳、前掲書、56ページを見よ。またJ. P. メイヤールは、ラスキが、その著『近代国家における権威』の中で、「ラムネーに関して、みごとな研究——英語で存在する最も包括的な研究——を書いた」と評している。五十嵐、前掲書、56ページ。

<sup>24</sup> ロワイエーコラルールについては、五十嵐訳、前掲書、26～36ページを見よ。

<sup>25</sup> サンジカリズムとは「サンジカ（組合）を資本主義社会における闘争の主体とし、またプロレタリア革命後の未来社会における基礎組織としようとする理論ならびに運動」である。『政治学事典』（平凡社、1954年）535ページ。

<sup>26</sup> F S, pp.260-61. 結局、「代理責任」とは、雇用主はたとえ雇用主に過失がなくても使用人の不法行為に対して責任があるとするもので、こうした考え方は個人とともに諸種の団体や法人組織でない結社にも適用されてしかるべきだ、というのがラスキの主張である。

<sup>27</sup> ジェームズ1世の政治思想については、G. P. グーチ「イギリス政治思想I」堀豊彦ほか訳（岩波書店、1952年）1～21ページを参照。

## 第6章「民族主義と文明」【邦訳】

## 第7章「連立的なものとしての権威」【邦訳】

## 第8章「政治制度」【邦訳】

## 第9章「経済制度」【邦訳】

## 第10章「司法手続」【邦訳】

## 第11章「国際組織」【邦訳】

## I. 「多元主義の哲学的基礎」

ラスキの多元的国家論に対する批判は様々であるが、その最も鋭い批判者はドイツの政治学者C. シュミットであろう。彼は政治の決定的標識を「友敵関係」としてとらえ、戦争などの「例外状況」<sup>28</sup>にこそ政治的なものの本質があるとして、主権概念<sup>29</sup>や国家概念、つまるところ「政治とは何か」という政治学の根本問題にかかわる政治概念の明確化を要求する。シュミットによれば、国家が決定的な単位であるのは、その政治的な性格にもとづく。したがって多元的国家論は「社会的諸団体の連合によって単位となる国家の国家理論」であるか、さもなければ、「国家の解消・否定の理論」にしかすぎない。あるいは少なくとも国家は「諸団体と同列の一団体」なのか、それとも「諸団体の一の上位団体」なのかさえ明らかにしておらず、不分明なままであるというのである。もしラスキが国家の単一性に異論を唱え、国家を「政治団体」として、他のたとえば、宗教団体・経済団体などと同列に置くのであれば、先ずもって政治的なものの特殊的内容がどうであるかという問いに答えなければならない、とシュミットは主張する。しかし「ラスキはその数多い著書のいずれにおいても、国家・政治・主権および『政府』について絶えず言及しながらも、肝心の政治的なものの概念についての明確な定義は見いだせないのである。国家は、他の諸団体と競合する一団体にあっさりとは変容し、その内部および外部に存在する他のいくつかの利益社会と同位・同列の、一利益社会となっている」<sup>30</sup>というのである。したがってラスキらの多元的国家論は、国家主権を相対化する一方で、

政治的な単位としての国家の本質、要するに「政治的なもの」の明確な定義が欠けているとして政治的多元主義の持つ弱点を鋭くついている。

このようなシュミットの政治学的な観点からの批判はよしとしても、そもそも多元主義(pluralism)という哲学上、なにかんづくジェームズのプラグマティズム<sup>31</sup>上の概念が国家にそのまま適用せられるか否かが、まずもって問われねばならないであろう。のみならず多元主義という概念自体が、哲学の領域においてすら、いまなお十二分な定義を与えられておらず、曖昧なままなのである。したがってまた、なにゆえこのような概念でもって国家を説明せねばならないのか、その理由は必ずしも明らかではないのである。シュミットは、先の『政治的なものの概念』の中で、多元的国家論は第一にそれ自体が多元論的であると皮肉ったあと、多元的国家論には「統一的中心がなく、その思考上の契機を実にさまざまな観念領域(宗教・経済・自由主義・社会主義等々)からえている」<sup>32</sup>と述べているが、この指摘を完全に否定することは困難である。

思想的にみて、多元主義は、特に20世紀において、W. ジェームズが、ドイツ観念論、とりわけヘーゲル主義的な世界観から抜け出ようと苦闘していたアメリカ哲学界の状況を背景に、1909年、「宇宙は多元である」という『多元的宇宙』論を唱えて以来、英米で有力な潮流になった。特に、政治学の領域で、多元主義は、全体主義やマルクス主義の一元的な世界観に対抗する民主主義の基本的な世界観として標榜された<sup>33</sup>のである。またドイツの哲学者カント<sup>34</sup>は、多元論を政治的、社会的な次元にも適用し、「多元論を、地球上の国々や社会の独立性・独自性を認めながら、自らのそれには固執せず、世界市民的に自らを捉える考え方」<sup>35</sup>だとしている。これは政治的多元主義の先駆とも考えられなくもないのである。ラスキの国家論は「プラグマティズムと交渉をもつ多元主義の国家論」<sup>36</sup>であるといわれるように、哲学という観念領域でいえば、ラスキが

<sup>28</sup>C. シュミット「政治的なものの概念」田中浩ほか訳(未来社、1970年)45ページ。

<sup>29</sup>主権の概念は多義的であるが、一般に、(1)国家権力そのもの(2)国家権力の属性としての最高独立性(3)国政についての最高の決定権という3つの異なる意味で用いられる。芦部信喜「憲法・新版」(岩波書店、1997年)39～40ページ。

<sup>30</sup>C. シュミット、前掲書、45ページ。

<sup>31</sup>ジェームズ「プラグマティズム」榊田啓三郎訳(『ウィリアム・ジェームズ著作集』5巻、日本教文社、1960年)所収、99～127ページの「第4講 一と多」を参照。

<sup>32</sup>同上、46ページ。

<sup>33</sup>『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998年)1030ページ。

<sup>34</sup>W. O. デーリンク「カント哲学入門」龍野健次郎訳(以文社、1971年)の「第7章 カントと国家」を参照。

<sup>35</sup>『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998年)1031ページ。

<sup>36</sup>ラスキ「議会政治の崩壊と社会主義」岡田良夫訳(法律文化社、1978年)の「訳者まえがき」1ページ。

アメリカのプラグマティズムを代表する哲学者のひとりであるジェームズの著作（宗教、道徳に関するジェームズの講演・雑誌論文10篇をジェームズ自身がまとめ、《信仰の多元性》から《忠誠の多元性》を展開した『信ずる意志』、プラグマティズムの基礎となった古典的名著である『プラグマティズム』、宇宙が多元であるというジェームズの理論が展開されており、一元論と多元論の対比を克明に論じた『多元的宇宙』<sup>37</sup>など）から多大な影響を受けたことは確かである。事実ラスキは『主権の問題の研究』の中で、ジェームズの『多元的宇宙』から次の一節を引用している。「多元論的な見解によれば、我々が考えるすべてのものは、どんなに広大で包括的なものであろうとも、ほんものの『外的な』環境を持っているものなのである。事物は、さまざまなあり方において、お互いに『一緒に』いる。しかしすべてのものをつつんだり、すべてのものを支配したりするものは、ないのである。どんな文章にも『と、そして』ということばがついてまわっているのである。多元的な世界は、こういうわけで、帝国や王国よりは、連邦共和国に似ているのである。どんなに沢山のものがあつめられようとも、ある意識ないしは行動の能動的な中心の中に、どんなに多くのものがあられようとも、何かほかのものが、いつも欠けていて、統一のなかに入らないのである」<sup>38</sup>。これは、多元論、つまり宇宙は多者である、とするジェームズの教説は、単に、ジェームズ自身が述べているように、実在のさまざまな部分は、外的に関係づけられているかもしれない、ということ述べているにすぎないのである。<sup>39</sup>ラスキはさらに『主権の基礎』の脚註の中でも、このジェームズの『多元的宇宙』を高く評価し、「この本全体は政治理論にとって極めて重要である。」<sup>40</sup>と述べ、最大限の賛辞を送っている。そして「多元的な世界は、こういうわけで、帝国や王国よりは、連邦共和国に似ているのである。どんなに沢山のものがあつめられようとも、ある意識ないしは行動の能動的な中心の中

に、どんなに多くのものがあられようとも、何かほかのものが、いつも欠けていて、統一のなかに入らないのである」<sup>41</sup>というラスキが『主権の問題の研究』で一度引用したジェームズの『多元的宇宙』の一節を再度引用している。さらにラスキはこうしたジェームズの考えを「社会にも適用して」<sup>42</sup>次のように述べている。「我々が暮らしている社会がどんなに組織的であれ、人間は社会的存在であることと同様に孤独な存在である。そして人間の申し分のない世界は、実は、分裂しているのである。どんなに多くの人と一緒に行動しようとも、人々はやはり一人で行動したがるのである。いかにしばしば人々が群れの一員として考えようとも、人々はやはり孤独な放浪者として考えることを願っているのである」<sup>43</sup>。つまり人間は抽象的人格としてはすべて同一であっても、その人格の内容を形成する思想や欲望は異なっている。自分の良き生活は他人の良き生活と同一ではない。したがって各個人にとっての最善の生活は、各人の理性により支配された衝動または欲望の調和的發展なのである<sup>44</sup>。またラスキは、1937年に追加した『近代国家における自由』の「序論」において、次のように述べている。「われわれの住む世界は、統一的な経験から導き出されてくるような一元的な世界ではない。それは多元的世界であり、そこに体现されるものは、不可避的な相違をもった異種の経験、常に異なって解釈される経験である。とはいえ経験には類似的なものがあり、われわれが忍耐と善意を持つならば、秩序と平和とを達成するために必要な統一を生み出しうる。しかし、この類似は同一とは異なる。類似が存するからといって、一人の経験で他人のそれを代表してよいと主張する権利はわれわれにない。類似があるからといって私が最も深く心に欲するものを他人の欲望の中に見出すなどと言うことはできない。私は、自らを全体的主題の単なる付加的部分として意識するような、ある偉大なる交響楽の一部分ではない。私は唯一であり、個であり、私自身である。そしてこの性質に基づい

<sup>37</sup> ジェームズ「信ずる意志」福鎌達夫訳（『ウィリアム・ジェームズ著作集』2巻、日本教文社、1961年）所収。  
ジェームズ「プラグマティズム」榊田啓三郎訳（『ウィリアム・ジェームズ著作集』5巻、日本教文社、1960年）所収。  
ジェームズ「多元的宇宙」吉田夏彦訳（『ウィリアム・ジェームズ著作集』6巻、日本教文社、1961年）所収。この三作品はいわばジェームズの「多元論三部作」ともいべきものである。

<sup>38</sup> 243～244ページ。ラスキはF S, p.169.において、この本のとりわけ「第5講 意識の複合」を参照するよう勧めている。

<sup>39</sup> 吉田訳、前掲書、243ページ。

<sup>40</sup> F S, p.169.

<sup>41</sup> Ibid, p.169.

<sup>42</sup> 関嘉彦「現代国家における自由と革命—ラスキ研究入門—」（春秋社、1952年）36ページ。

<sup>43</sup> S P S, pp.264-265.

<sup>44</sup> ラスキ「世界大思想全集」関嘉彦訳、社会・宗教・科学思想篇26（河出書房、1956年）の訳者「解説」330ページ。

て私自身の行動原理を樹立しなければならない。」<sup>45</sup>これはジェームズの『多元的宇宙』を彷彿とさせる一節であるが、実はラスキ自身の言葉である。このことは「修正多元主義」期以降においても、ラスキの世界観へのジェームズの影響はいささかも減じてはいないことの証左に他ならない。しかしここで我々は次のテーマに移らなければならない。なぜならD. ニコルスが言うように、われわれが、関心を払うのは政治的多元主義であって、W・ジェームズのような哲学的多元主義<sup>46</sup>ではないからである。

### Ⅲ. 国家と社会との区別

ラスキは、ブラッドレー派によって、「共同社会の観念」の欠如がその学説の最大の欠点であると攻撃されたが<sup>47</sup>、ラスキの立論の出発点は《国家と社会との区別》であった。つまり人々は宗教・教育・経済などの複雑な要素にしたがって互いに結合し、一つの全体社会を構成している。国家はこうした全体社会の中にある社会関係の網の目である数ある団体の一つにすぎないというのである。つまりこれまでの《伝統的国家論が国家を全体社会と規定》したのに対し、《多元的国家論は国家を部分社会と規定》したのである。そのうえで一般に《国家という部分社会は国家以外の部分社会となんら本質的な差異はなく、全くの並列関係にある。》とみなすのである。国家は国家しかできない集団間調整という《特殊な機能》を有している所以他の部分社会とは区別されるという議論に対し、それにもかかわらず、いなむしろそれゆえにこそ国家と他の団体とは、少なくとも「道徳的平面」では、同じだというのである。つまり国家以外の各種団体、たとえば政党⇒政治的機能、会社⇒経済的機能、教会⇒宗教的機能、学校⇒教育的機能、大学⇒研究的機能、労働組合⇒職業的機能、クリケットクラブ⇒娯楽的機能といったように、それぞれ《特殊な機能》を共に有している。つまり国家に限らずどの団体も《特殊な機能》を有しているという意味では、同じではないかという主張なのである。こうしてラスキは『近代国家における権威』において、「多元論は、社会と国家との同一

視を否定する。多元論は国家目的が公表されるまではそれについてなんら知られないと主張する。多元論は明確な理由に基づいて、その内容についてあらかじめ意見を述べることを拒否する。多元論は人間を社会の一員として自己実現せんと欲する存在とと思っている。多元論は国家の各行為を個人の良心に照らして判断する。多元論はできごとの最高の決定者はそのような良心の総体であると主張する。多元論は個人が個人と接触している無数の結社の影響を受けていることを否定しない。ただしそれは個人が結社によって吸収されないものである。多元論は社会を目的でのみ一つであるとするが、事実上違ったふうに解釈され、多くの方法で実現できると主張する。このように分析すると国家は多くの形式の人間の団体の一つにすぎないのである。多元論は、教会や労働組合、あるいはフリーメーソンの支部会員たちの間で仲良くやれないのと同様に、社会の目標について必ずしも意見の一致をみないのである。国家以外の団体は国家のコントロール下にあるというのは本当だ。けれどもそれだからといって団体が国家より劣っているということにはならないのである。実際、団体は国家より劣っているという仮定は、さまざまな目の前の目的を比べることから生じる誤った考えである。教会と国家との間には道徳的優劣はありえない。団体が法的に劣っているという考え方はオースティン流の主権論という誤った仮定か、国家と社会との誤った同一視から生じているのである。」<sup>48</sup>したがってラスキの『主権の問題の研究』によれば、「国家の要求する服従は他の団体の要求する服従より強いかもしれないが、それは程度の問題であって、質的差異の問題ではない。」<sup>49</sup>というのである。あるいは国家がその目的＝機能に対して主権的であるごとく、他の団体もその遂行する目的に対して等しく主権的であるというのである。<sup>50</sup>《国家と他の団体とを区別を強調する主張》に対するラスキらの反駁は、矢部貞治のまとめ<sup>51</sup>によれば、次のとおりである。

(1)国家は強制的団体であって、他の団体は任意的であり、人間は生まれながらにして必然的に国家に

<sup>45</sup>ラスキ『近代国家における自由』飯坂良明訳(岩波書店、1972年)104-105ページ。

<sup>46</sup>D. ニコルス『政治的多元主義の諸相』日下喜一ほか訳(お茶の水書房、1981年)3ページ。

<sup>47</sup>秋永肇、前掲書、第1部143ページ。

<sup>48</sup>AMS, pp. 65 - 66.

<sup>49</sup>S P S, p.17.

<sup>50</sup>原田綱『増訂政治思想史概説(Ⅱ)』(有斐閣、1941年)579ページ。

<sup>51</sup>(1)~(6)の箇所の記事は、そのほとんどすべてを、矢部貞治『政治学』(勁草書房、1949年)145~146ページ、および高文社編集部編『政治学概論』(高文社、1961年)83~84ページに負っている。ただしここで挙げた現在の具体例はすべて筆者によるものである。

属し、加入脱退を自由になし得ないのに対し、他の団体はそれが任意的だということ。これに対し多元的国家論者は国家でも国籍の離脱や帰化が可能であり、生まれながらにして必然に加入するものとしては家族もそうであるとする。日本国憲法第22条②に「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。」とあるが、これは国籍付与を各国の裁量事項とみなす伝統的な考え方から、国籍変更を権利とみなす考え方への転換を意味している。カンボジア・オリンピック委員会の誘いに乗って日本国籍を捨て、一時期マラソンのカンボジア代表になったタレントの猫ひろし、かつて「オリンピックに国境はない」と公言し、ロシア国籍を得てオリンピックに出場し、スケートで入賞した川口悠子、あるいは逆に在日韓国人が、周囲の猛反対を押し切って、日本に帰化し、サッカーアジア杯の「日本代表」に選ばれて活躍した<sup>りただなり</sup>李忠成選手のケースや、母国中国に対する失望から日本への帰化を決意し、現在も学者としてマスコミ等で鋭い論陣を張っている<sup>せきへい</sup>石平教授のようなケースは少なからずある。(2)他の団体には同時に二つ以上に参加し得るが、国家は同時に二つ以上に属することができないこと。これに対し多元的国家論者は、団体によっては同時に二つ以上に属することができても、同時に二つ以上の教会や労働組合に属することができない点では、何等国家と異ならないし、他面では国家でも二重国籍ということがあり得るとする。(3)国家は一定の領土の上存在するが、他の団体は領土ないしは地域の要素がなくても存立し得るし、又数か国に互って存在することもできること。これに対し多元的国家論者は、地域的な要素又は限界をもつ団体も存在すると説く。(4)他の団体の目的は特定のものに限定されるが、国家の目的は全般的であること。これに対し多元的国家論者は、国家が全般的目的を持つということを否認し、《国家もまた社会的統制ないしは特定の機能をもつに過ぎない》とする。(5)他の団体の存在は一時的であるが、国家は永久的存在であること。これに対し多元的国家論者は、《生命の短い国家》あるし、その反面ローマカトリック教会の如きは殆

んど永久的な存在であるとする。《生命の短い国家》の例として海水面の上昇で国土が次第に沈みつつあるツバルのような国や男子の後継ぎが生まれないとフランスに併合されることになっているモナコ公国などが予測できよう。(6)他の団体は法と権力による強制をなしえないが、国家ではそれが行われること。これに対し多元的国家論者は、強制や制裁は、その形は異なるにせよ、いずれの団体にもあるものであり、個人にとっては国家の制裁よりも、他の団体の制裁(教会による破門など)の方が苦痛な場合もあるとする。叙任権闘争の過程で皇帝権(ドイツ皇帝ハインリヒ4世)が教皇権(教皇グレゴリウス7世)に屈服した「カノッサの屈辱」(1077年)はそのよき事例であろう。